

令和元年第 2 回定例会

富良野市議会会議録（第 1 号）

令和元年 6 月 10 日（月曜日）

令和元年第2回定例会

富良野市議会会議録

令和元年6月10日(月曜日)午前10時00分開会

議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 監査委員報告(例月出納検査結果報告 平成30年度1月分~4月分、令和元年度4月分)
- 日程第 4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 報告第1号 線越明許費線越計算書について
- 日程第 7 報告第2号 専決処分報告(自動車事故の損害賠償及び和解について)
- 日程第 8 議案第1号~第15号(提案説明)

出席議員(18名)

議長	18番	黒岩岳雄君	副議長	11番	今利一君
	1番	宮田均君		2番	松下寿美枝君
	3番	宇治則幸君		4番	家入茂君
	5番	石上孝雄君		6番	大西三奈子君
	7番	佐藤秀靖君		8番	小林裕幸君
	9番	渋谷正文君		10番	大栗民江君
	12番	天日公子君		13番	関野常勝君
	14番	日里雅至君		15番	本間敏行君
	16番	水間健太君		17番	後藤英知夫君

欠席議員(0名)

説明員

市長	北猛俊君	副市長	石井隆君
総務部長	稲葉武則君	市民生活部長	山下俊明君
保健福祉部長	若杉勝博君	経済部長	後藤正紀君
ぶどう果樹研究所長	川上勝義君	建設水道部長	小野豊君
看護専門学校長	澤田貴美子君	総務課長	今井顕一君

財 政 課 長 藤 野 秀 光 君

企 画 振 興 課 長 西 野 成 紀 君

農 業 委 員 会 会 長 及 川 栄 樹 君

教 育 委 員 会 教 育 部 長 亀 淵 雅 彦 君

監 査 委 員 鎌 田 忠 男 君

農 業 委 員 会 事 務 局 長 井 口 聡 君

監 査 委 員 事 務 局 長 佐 藤 克 久 君

選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 伊 藤 和 朗 君

公 平 委 員 会 事 務 局 長 佐 藤 克 久 君

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 大 内 康 宏 君

事 務 局 出 席 職 員

事 務 局 長 清 水 康 博 君

書 記 高 田 賢 司 君

書 記 佐 藤 知 江 君

書 記 倉 本 隆 司 君

午前10時00分 開会
(出席議員数18名)

開 会 宣 告

議長(黒岩岳雄君) これより、本日をもって招集されました令和元年第2回富良野市議会定例会を開会いたします。

開 議 宣 告

議長(黒岩岳雄君) これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指定

議長(黒岩岳雄君) 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、

松 下 寿美枝 君
後 藤 英知夫 君
宇 治 則 幸 君
水 間 健 太 君
家 入 茂 君
本 間 敏 行 君
石 上 孝 雄 君
日 里 雅 至 君

以上8名の諸君を指定いたします。

なお、本日の署名議員には、会議規則第126条の規定により、

松 下 寿美枝 君
後 藤 英知夫 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

議長(黒岩岳雄君) 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長清水康博君。

事務局長(清水康博君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号から議案第15号及び報告第1号及び報告第2号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

諮問第1号及び諮問第2号につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議

長にそれぞれ提出がございました。

次に、閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日御配付のとおりでございます。慣例によりまして、朗読は省略させていただきます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 会期の決定

議長(黒岩岳雄君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長後藤英知夫君。

議会運営委員長(後藤英知夫君) -登壇-

議会運営委員会より、6月3日に告示されました令和元年第2回定例会が本日開催されるに当たり、6月5日に議会運営委員会を開催いたしましたので、審議した結果について報告いたします。

本定例会に提出されました事件数は、24件でございます。

うち、議会側提出事件は5件で、内訳は、例月出納検査結果報告5件でございます。

市長より提出の事件は19件で、その内訳は、補正予算4件、条例9件、人事2件、報告2件、その他2件でございます。

事件外といたしまして、議長報告がございます。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議第1日目の本日は、会期の決定後、監査委員報告を行い、次に、諮問第1号及び諮問第2号の審査を願い、次に、報告第1号及び報告第2号の報告を受け、次に、議案第1号から議案第15号の提案説明を受け、本日の日程を終了いたします。

6月11日から14日、6月17日及び20日は議案調査のため、6月15日、16日は休日のため、休会といたします。

本会議第2日目の6月18日、第3日目の19日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

本会議第4日目の6月21日は、議案第1号及びこれに関連する議案第5号、議案第8号の審議を願います。次に、議案第2号及びこれに関連する議案第12号、次に、議案第3号、議案第4号、議案第6号、議案第7号及び議案第9号から議案第11号、議案第13号から議案第15号までの審議を願います。(4ページで訂正)

最後に、追加議案がある場合は、順次、審議を願い、閉会中の諸手続をいたしまして、本定例会を終了いたし

ます。

次に、議案外の運営について申し上げます。

請願、意見案、調査等の提出期限につきましては、6月18日の終了時までとすることで申し合わせをしております。

以上、令和元年第2回定例会の会期は、本日6月10日から6月21日までの12日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

議員、理事者及び説明員各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告いたします。

議長（黒岩岳雄君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり本定例会を運営し、会期は6月10日から6月21日までの12日間とし、うち11日から14日及び17日から20日は議案調査のため、15日、16日は休日のため、それぞれ休会にいたしたいと思いを。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から12日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時16分 開議

議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの議会運営委員長よりの報告に誤りがあったということで、訂正の申し出がございますので、これを許可いたします。

議会運営委員長後藤英知夫君。

議会運営委員長（後藤英知夫君） -登壇-

議長の許可を得ましたので、先ほどの本会議第4日目の6月21日の部分について、訂正をさせていただきたいと思いを。

本会議第4日目の6月21日は、議案第1号及びこれに関連する議案第5号、議案第8号の審議を願います。次に、議案第2号及びこれに関連する議案第12号、次に、議案第3号、議案第4号、議案第6号、議案第7号及び議案第9号から議案第11号、議案第13号から議案第15号までの審議を願います。

以上、本会議第4日目の日程について、訂正を願いたいと思いを。

議長（黒岩岳雄君） ただいま、議会運営委員長より再報告がございました。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から12日間と決定いたしました。

日程第3 監査委員報告

議長（黒岩岳雄君） 日程第3、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成30年度1月分から4月分の4件、令和元年度4月分の1件であります。

本報告5件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

日程第4

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（黒岩岳雄君） 日程第4、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長北猛俊君。

市長（北猛俊君） -登壇-

おはようございます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本市の人権擁護委員並河秀幸氏は、令和元年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き、同氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、並河秀幸氏の経歴につきましては別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

以上です。

議長（黒岩岳雄君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について、推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、適任と認めることに決しました。

日程第5

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（黒岩岳雄君） 日程第5、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長北猛俊君。

市長（北猛俊君） -登壇-

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本市の人権擁護委員山本英恵氏は、令和元年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き、同氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、山本英恵氏の経歴につきましては別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

以上です。

議長（黒岩岳雄君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について、推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、適任と認めることに決しました。

日程第6

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

議長（黒岩岳雄君） 日程第6、報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

おはようございます。

報告第1号、繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成30年度富良野市一般会計補正予算第8号において設定いたしました繰越明許費について調製を行ったもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

平成30年度富良野市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の2款総務費1項総務管理費の地籍調査事業及び6款農林業費1項農業費の産地パワーアップ事業費補助金は、国の補正予算に伴うもの、7款商工費1項商工費の

地域振興消費拡大推進事業は、補助対象であるふらの市内共通商品券の使用及び換金期限が令和元年度に及ぶため、当該繰越計算書に記載の金額を翌年度に繰り越したものでございます。

以上、御報告申し上げます。

議長（黒岩岳雄君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） ないようですので、報告第1号は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第7

報告第2号 専決処分報告（自動車事故の損害賠償及び和解について）

議長（黒岩岳雄君） 日程第7、報告第2号、専決処分報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） -登壇-

おはようございます。

報告第2号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、去る5月29日付をもって専決処分を行った自動車事故の損害賠償及び和解につきまして、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

本件は、令和元年5月16日、富良野市朝日町6番、コンシェルジュフラノ駐車場内において、経済部商工観光課職員が運転する公用車を駐車する際、後方不注意により、駐車してあった富良野広域圏通年雇用促進協議会が借り上げている車両に接触し、右側ドアミラー及び右側前部フェンダーに損傷を与える事故が発生したものでございます。

車両の損害金は、右側ドアミラー及び右側前部フェンダーの修理代3万2,940円でございます。

この事故は、駐車する際の後方への注意不足による駐車中の車両に対するもので、富良野市の過失割合を10割とし、損害賠償額を3万2,940円とし、5月29日に示談を交わしております。

幸い、今回の事故において、運転していた職員や相手方に人身等の被害はなく、大事には至っておりませんが、今後とも、職員の安全運転の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

議長（黒岩岳雄君） 本件について御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) ないようですので、報告第2号は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第8

議案第1号から議案第15号(提案説明)

議長(黒岩岳雄君) 日程第8、議案第1号から議案第15号まで、以上15件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長(石井隆君) -登壇-

議案第1号、令和元年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ1億8,838万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を128億1,437万円にしようとするものと、継続費1件、地方債の補正で追加1件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

18ページ、19ページでございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、ふるさと納税のポータルサイトをふやす、ふるさと納税推進事業費のふるさと納税支援業務委託料、ふるさと納税システム修正委託料、普通財産管理経費の危険な高木を処理するための剪定・伐採委託料、新庁舎建設事業費の工事選定評価委員会に要する委員報酬、委員費用弁償及び旅費、環境省の補助を用いて地中熱の利用調査を行う新庁舎建設地中熱設備導入調査委託料、継続費を設定し、実施設計を行う(継)新庁舎建設実施設計委託料及び技術協力・支援(ECI)方式により工事発注を行うための(継)新庁舎建設実施設計技術協力業務委託料、備品や書類、システム機器類等の現況調査及び移転計画等支援を担う新庁舎建設オフィス環境整備業務委託料、北海道の交付金確定に伴う土地利用規制等対策事業費の文具・消耗器材及び印刷代、東山でのコミュニティカフェ開設による地域おこし協力隊派遣事業費の文具・消耗器材及び印刷代、燃料及び光熱水費、手数料、建物借上料、総合計画推進事業費のワークショップ開催等に要する総合計画市民参画業務委託料、光ケーブル添架電柱移設に伴う情報ネットワーク環境管理経費の情報通信基盤移設工事費、風疹対策に伴う健康管理システムとマイナンバー情報連携に伴う児童扶養手当システムの改修による住民情報システム修正委託料の追加、ふるさと納税推進事業費の手数料の減額、差し引きいたしまして1億127万7,000円の追加

でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、本年10月の消費税率の引き上げに合わせた介護保険料の軽減の強化に伴う介護保険特別会計繰出金の追加、2項児童福祉費で、保育士等研修事業費(10ページで訂正)の平成30年度分の子ども子育て支援体制整備総合推進事業費補助金精算返還金の追加、合わせまして1,464万3,000円の追加でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、地域センター病院産婦人科医師確保対策補助金、健康増進事業費の臨時保健師賃金、学校運営経費の(看護専門学校)スクールカウンセラーの委員報酬の追加、予防費の各種予防接種経費の財源振替、2項清掃費で、リサイクルセンター運営管理経費の車両修繕料、埋立処分場維持管理経費の砂利、工所用材料費の追加、埋立処分場維持管理経費の事業費確定による各種分析委託料の減額、差し引きいたしまして1,528万4,000円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、農業委員会活動経費の臨時事務員賃金、農業用機械導入に係る補助の強い農業・担い手づくり総合支援交付金、農業用ハウスの補強や防風ネット設置支援の農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金、国営鳥沼宇文地区施設応急対策事業費の事業要望に係る普通旅費、団体営暗渠排水対策事業の農地耕作条件改善事業補助金、農村環境改善センター運営管理費のハイランドふらのの施設維持に係る施設修繕料、同施設のロビー塗装及び床シートを張りかえる農村環境改善センター改修工事費の追加、2項林業費で、森林環境譲与税事業費の森林所有者意向調査に係る経費の社会及び労働保険料、臨時事務員賃金、通信運搬費、民有林所有者意向調査委託料、基金積立金の森林環境譲与税基金積立金の追加、合わせまして2,322万円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、プレミアム付商品券事業費のプレミアム付商品券事業交付金、観光振興財源検討事業費の観光振興財源検討有識者会議の委員報酬、委員費用弁償及び旅費、検討に要する職員の普通旅費、観光振興財源検討支援業務委託料、山部自然公園太陽の里運営管理費の太陽の里キャンプ場ポンプ室屋根改修工事費、ハートヒルパーク駐車公園外維持管理業務費の文具・消耗器材及び印刷代、中心街活性化センター運営管理費の駐車場出入口施設用ポール設置工事費、2,664万4,000円の追加でございます。

8款土木費は、2項道路橋梁費で、道路舗装側溝改良事業費の臨時事務員賃金の減額、3項河川費で、樋門・樋管操作管理費の臨時事務員賃金、樋門・樋管操作管理委託料の追加、5項住宅費で、住宅リフォーム促進事業費補助金、公営住宅建設事業費の公営住宅解体工事費の追加、事業費確定による公営住宅建設工事費の減額、差

し引きいたしまして605万5,000円の追加でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、教育振興事務に要する臨時事務員賃金の追加、2項小学校費で、布部小学校及び東小学校における臨時作業員賃金の減額、3項中学校費で、富良野東中学校における臨時作業員賃金の追加、4項社会教育費で、図書館運営管理事業費のエレベーター制御基盤等交換による施設修繕料の追加、差し引きいたしまして126万3,000円の追加でございます。

10款公債費は、1項公債費で、過年度起債の利率見直しに伴い、地方債償還元金へ地方債償還利子を振りかえるものでございます。

11款給与費は、1項給与費で、財源振替でございます。次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、12ページ、13ページでございます。

2款地方譲与税は、3項森林環境譲与税で、森林環境譲与税579万7,000円の追加でございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で、低所得者保険料軽減負担金の追加、2項国庫補助金で、児童扶養手当システム改修に係る母子家庭等対策総合支援事業費補助金、風疹対策システム改修にかかる疾病予防事業費等補助金、交付金確定による特定防衛施設周辺整備調整交付金、プレミアム付商品券事業費補助金の追加、合わせて3,157万3,000円の追加でございます。

16款道支出金は、1項道負担金で、低所得者保険料軽減負担金の追加、2項道補助金で、土地利用規制等対策事業交付金、強い農業・担い手づくり事業費補助金（地域担い手育成支援タイプ）、農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金の追加、3項委託金で、東山富良野停車場線外道路維持補修（駐車公園外）管理委託金（10ページで訂正）、樋門・樋管操作管理委託金（10ページで訂正）の追加、合わせて928万3,000円の追加でございます。

18款寄附金は、1項寄附金で、ふるさと応援寄附金508万円の追加でございます。

19款繰入金は、1項基金繰入金で、庁舎等施設整備基金繰入金、森林環境譲与税基金繰入金、合わせて1,666万3,000円の追加でございます。

20款繰越金は、1項繰越金で、前年度繰越金3,943万6,000円の追加でございます。

21款諸収入は、5項雑入で、農業者年金事務委託手数料、臨時職員増による社会及び労働保険料、団体解散による富良野市観光促進協議会清算返還金、総合計画市民参加による地域づくりセミナー開催支援金、新庁舎建設地中熱設備導入調査に伴う二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の追加、制度廃止に伴う北海道後期高齢者医療広域連合すこやか推進事業補助金の減額、差し引きいたしまして1,215万4,000円の追加でございます。

22款市債は、1項市債で、新庁舎建設事業債6,840万円

の追加でございます。

戻りまして、6ページ、7ページ上段でございます。

第2条継続費は、第2表継続費に記載のとおり、新庁舎建設事業（実施設計）に係るもので、令和元年度と令和2年度の2カ年による事業を記載の総額及び年度、年割額により行おうとするものでございます。

同じく、6ページ、7ページ下段でございます。

第3条地方債の補正は、第3表地方債補正に記載のとおり、新庁舎建設事業費の起債の限度額を追加するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第2号、令和元年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第2号は、富良野市介護保険条例の一部改正に伴い、介護保険料の低所得被保険者の軽減が強化され、保険料率が引き下げとなったことにより、歳入予算を組みかえようとするものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

6ページ、7ページでございます。

1款介護保険料は、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料で、現年度分1,460万3,000円の減額でございます。

7款繰入金は、1項他会計繰入金、5目低所得者保険料軽減繰入金で、現年度分1,460万3,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第3号、令和元年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市簡易水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億1,970万円にしようとするもの及び地方債の補正で変更1件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページの下段でございます。

1款簡易水道費は、2項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費で、島ノ下地区における水道施設については、取水口から浄水場までの導水管が個人の所有地に埋設されておりますが、このたび、土地所有者からの申し出により契約の継続が困難となったことから、対象となる導水管を市有地へ布設がえするための島の下導水管移設工事費2,000万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく、8ページ、9ページの上段でございます。

6款市債は、1項市債、1目衛生債で、簡易水道事業債2,000万円の追加でございます。

戻りまして、4ページ、5ページでございます。

第2条地方債の補正は、第2表地方債補正に記載のとおり、簡易水道事業費の限度額を2億360万円から2億2,360万円に変更しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第4号、令和元年度富良野市ワイン事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市ワイン事業会計補正予算第1号は、平成31年4月の人事異動に伴うもので、収益的支出に180万円を追加し、支出予定額を3億5,600万円とするもの、資本的収入から580万円を減額し、支出予定額を2億7,960万円とするもの及び当初予算書第7条に定めた職員給与費を400万円減額し、7,132万5,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、収益的支出から御説明申し上げます。

4ページ、5ページでございます。

1款ワイン事業費用は、1項管理費用、1目製造場管理費で、人事異動に伴い、給料、各種手当、市町村職員共済組合負担金など180万円の追加でございます。

次に、資本的支出について御説明申し上げます。

6ページ、7ページでございます。

1款資本的支出は、2項たな卸資産生産費、1目製品製造費で、人事異動に伴い、給料、各種手当、市町村職員共済組合負担金など580万円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第5号、富良野市森林環境譲与税基金条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の施行により、市が実施する森林整備及びその促進に関する施策の財源として森林環境税が本年度より譲与されるもので、譲与を受けた資金を管理するため、基金を設置しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第1条は本条例の設置の目的について、第2条は積み立ての原資について、第3条は基金の管理について、第4条は運用益金の処理について、第5条は繰りかえ運用について、第6条は処分について、第7条は委任に関する規定でございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第6号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改定する等の

法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の改正により、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が改定されることに伴い、消費税の課税対象となっている施設利用料等について、規定されている関係条例中の料金等の改正を一括して整理しようとするものでございます。

改正の関係条例は、富良野市地域会館設置条例の一部を改正する条例の外23条例で、条例の施行日につきましては、令和元年10月1日からとし、施行日以後の申請等に係る利用料金等から適用し、同日前までの申請等に係る利用料金等は、なお従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第7号、富良野市情報共有と市民参加のルール条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、市民参加手続の対象となる市の仕事のうち、国の法律改正に基づく標準税率適用の市税に関しての条例の改正については、市民の意見等を聞くパブリックコメント等を実施しても意見反映の余地がないことから、市民参加手続の対象外としようとするものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

第5条は、市税の税率の改正について、全ての項目を市民参加手続の対象としていたものを削除し、対象とするものを、新たな税目を起こすことを定める規定、標準税率を超える税率の引き上げを行う規定を設ける場合に限り、市民参加手続の対象とする条文を加えるものでございます。また、市民参加手続を行わないことができるもののうち、公表を義務づけるものとして、緊急に行わなければならないものに限定しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第8号、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本件は、非常勤の特別職として、報酬及び費用弁償を支給するその他の者に、新たに設置する委員会等の委員を追加しようとするものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

別表の第15の項は、新庁舎建設工事を初めとする各種工事等の発注に関し、技術要求水準、落札者の決定基準等の策定及び技術提案に対する審査、落札者の決定に関する審査を行う工事等評価選定委員会委員並びに観光振興に活用できる新たな財源確保の宿泊税について検討する観光振興財源検討有識者会議委員を追加しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第9号、富良野市放課後児童健全育成事業の設備（10ページで訂正）及び運営の基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、平成31年4月1日から放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改めようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第10条第3項は、放課後児童支援員の資格要件となっている都道府県知事が行う研修を修了した者について、指定都市の長が実施する研修についても対象にできることとなったことから、指定都市の長の実施する研修を受講の対象に追加しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第10号、富良野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、平成31年4月1日から地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付け条件を改めようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第14条は、災害援護資金の貸し付け利率及び保証人を付すか否かについて、市町村の政策判断に基づき条例で定めることが可能となったことから、被災後の生活再建という被災者のニーズに応えるため、保証人を立てない場合においても貸し付けの利用を可能とするとともに、貸し付け利率を現行の年3%から、保証人を立てる場合については無利子、立てない場合については、延滞した場合を除き、年1.5%としようとするものでございます。

第15条は、償還方法に月賦償還を加えようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金から適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第11号、富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税

率が8%から10%に改定されることに伴い、ごみ処理手数料の改正、あわせて、ごみ処理手数料の対象品目の明確化をしようとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第8条から第10条は、法に基づく一般廃棄物の処理に関する計画を富良野市一般廃棄物処理基本計画と明示しようとするものでございます。

第11条は、現在、運用実績のない一斉清掃の規定を削除しようとするものでございます。

第12条は、現在、運用実績のない多量ごみの規定を削除しようとするものでございます。

第14条は、現在、運用実績のない事業所ごみに係る規定を削除しようとするものでございます。

別表は、粗大ごみの処理手数料を消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、手数料額を改めようとするもの及び対象品目を改めようとするものでございます。

条例の施行日は、令和元年10月1日（10ページで訂正）からとし、施行日以後の申し込みに係る手数料から適用し、同日前までの申し込みに係る手数料は、なお従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第12号、富良野市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、平成31年3月29日に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、令和元年度及び令和2年度における低所得者の介護保険第1号被保険者保険料の軽減を行うものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

第2条の改正は、保険料水準の上昇や消費税率引き上げに伴う低所得者対策強化の観点から、平成27年度より低所得の高齢者の介護保険料の負担軽減を一部実施してきているところでありますが、本年10月の消費税率引き上げに合わせてさらなる軽減強化を行うもので、介護保険第1号被保険者の保険料のうち、第1段階から第3段階までの保険料率（10ページで訂正）を引き下げようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、平成31年4月1日から適用しようとするものでございます。また、平成30年度までの介護保険料については、なお従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第13号、富良野市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、建築基準法改正に伴い、同法を引用する本条例の引用条項を整理しようとするものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

条例第6条、別表第1及び別表第2において引用する建築基準法別表第2、用途地域等内の建築物の制限において、新たな項が追加されたことに伴い、引用条項を整理しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第14号、富良野市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について御説明申し上げます。

本件は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域自立促進のための財政上の特別措置などを受けるため、同法第6条第4項に基づく北海道との協議を経て、同法第6条第1項に基づき、平成28年3月18日付で富良野市過疎地域自立促進市町村計画を策定し、国へ提出してきたところであります。

本計画は、平成28年度から令和2年度までの5カ年の計画となっておりますが、令和元年度事業において追加すべき事業内容等が生じたことから、本計画の一部を変更しようとするものでございます。

なお、本計画の変更につきましては、北海道との協議が必要であり、同協議が平成31年4月16日付で調ったことから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

本計画中、7.教育の振興の「その対策」の(1)小・中学校施設に「給食センターの計画的な施設整備を図る。」を加え、「計画」の表の6 教育の振興の(1)学校教育関連施設に、給食施設として、「給食センター管理運営費」「給食センターの管理運営」を追加しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第15号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明申し上げます。

本件は、平成31年3月31日、北海道市町村職員退職手当組合に加入しておりました北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し、脱退したことに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表を改めようとするもので、同組合理約の変更には、地方自治法第286条の第1項に規定する構成団体の協議が必要となることから、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

施行日につきましては、総務大臣の許可があった日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

ただいま、提案説明をいたしました。数点、訂正がございまして、訂正させていただきます。

まず、議案第1号、令和元年度富良野市一般会計補正

予算第2号についてですが、この中の3款民生費、2項児童福祉費で、保育士と説明するところを保健師と説明いたしました。正しくは保育士等研修事業費ということになっておりますので、御訂正いただきたいと思います。

同じく、歳入の欄でございます。

16款道支出金の中の3項委託金で、東山富良野停車場線外道路維持補修(駐車公園外)管理委託金というところを管理委託料というふうに説明いたしました。正しくは管理委託金ということでございます。同じく、その後の樋門・樋管操作管理委託金と読むところも委託料と説明いたしました。正しくは委託金でございますので、御訂正いただきたいと思います。

議案第9号に参ります。

議案第9号の条例の名称で、富良野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例というところを育成事業の設置というふうに説明いたしました。正しくは設備ということでございますので、訂正を願いたいと思います。

議案第11号の富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正のうち、条例の施行日につきまして、令和元年10月1日というところを11月1日というふうに説明いたしました。正しくは10月1日でございますので、御訂正をいただきたいと思います。

もう1点でございます。議案第12号の富良野市介護保険条例の一部改正についての第2条の改正の中の説明で、介護保険第1号被保険者の保険料のうち、第1段階から第3段階までの保険料率というところを保険料等と説明いたしました。正しくは保険料率ということで、それを下げようとするものでございますということで御訂正を願いたいと思います。

以上でございます。

議長(黒岩岳雄君) 以上で、本件15件の提案説明を終わります。

散 会 宣 告

議長(黒岩岳雄君) 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明11日から14日及び17日、20日は議案調査のため、15日、16日は休日のため、休会であります。

18日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時06分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 6月10日

議 長 黒 岩 岳 雄

署名議員 松 下 寿美枝

署名議員 後 藤 英知夫